

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 公共測量の実施(九件)……………(都市整備局都市基盤部調整課)……………一
- 建築基準法による一団地の区域の認定取消し……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………二
- 建築基準法による一定の一団地の区域……………(同)……………三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(六件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(二件)……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)……………九
- 保安林の指定施業要件の変更予定……………(産業労働局農林水産部森林課)……………二
- 東京都懸垂電車運輸営業の一時休止……………三

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………三
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同)……………三
- 土地収用法による収用の裁決手続開始……………(東京都収用委員会)……………三

告示

●東京都告示第千八百五十八号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省関東地方整備局相武国道事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十一月十八日

- 一 測量施行者 国土交通省関東地方整備局相武国道事務所
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量及び道路台帳補正測量)
- 三 測量の区域 八王子市地内
- 四 測量の期間 平成二十八年九月一日から平成二十九年二月二十日まで

●東京都告示第千八百五十九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都第四建設事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十一月十八日

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 豊島区要町三丁目、板橋区向原一丁目、大谷口一丁目、大谷口二丁目、大谷口上

町及び大山西町各地内

- 四 測量の期間 平成二十八年九月二十六日から平成二十九年三月十三日まで

●東京都告示第千八百六十号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、千代田区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十一月十八日

- 一 測量施行者 千代田区
- 二 測量の種類 公共測量(三級基準点測量)
- 三 測量の区域 千代田区神田駿河台一丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十九年三月一日から平成二十九年三月三十一日まで

●東京都告示第千八百六十一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、練馬区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十一月十八日

- 一 測量施行者 練馬区
- 二 測量の種類 公共測量(都市再生地籍調査)
- 三 測量の区域 練馬区石神井町五丁目、下石神井三丁目及び下石神井六丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十八年九月二十日から平成二十九

年二月二十日まで

●東京都告示第千八百六十二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、練馬区長から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十一月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 練馬区
- 二 測量の種類 公共測量(都市再生地籍調査)
- 三 測量の区域 練馬区豊玉南一丁目及び豊玉南二丁目各
地内
- 四 測量の期間 平成二十八年十月十一日から平成二十九年二月二十日まで

●東京都告示第千八百六十三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、八王子市長から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十一月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 八王子市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点復旧測量)
- 三 測量の区域 八王子市東浅川町地内
- 四 測量の期間 平成二十八年九月三十日から平成二十八年十一月二十日まで

●東京都告示第千八百六十四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、江戸川区長から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十一月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 江戸川区
- 二 測量の種類 公共測量(道路台帳作成及び基準点測量)
- 三 測量の区域 江戸川区西葛西八丁目、中葛西六丁目、中葛西七丁目、中葛西八丁目、東葛西四丁目、東葛西六丁目、東葛西七丁目、東葛西八丁目、東葛西九丁目、南葛西一丁目、南葛西二丁目、南葛西三丁目、清新町二丁目、臨海町一丁目、臨海町二丁目及び臨海町三丁目各内地内
- 四 測量の期間 平成二十八年六月二十七日から平成二十九年三月三十一日まで

●東京都告示第千八百六十五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、江戸川区長から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十一月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 江戸川区
- 二 測量の種類 公共測量(地籍調査及び基準点測量)
- 三 測量の区域 江戸川区篠崎町三丁目及び篠崎町四丁目各内地内

四 測量の期間 平成二十八年七月十一日から平成二十九年三月三十一日まで

●東京都告示第千八百六十六号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都第一建設事務所長から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十一月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 港区白金台五丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十八年十月十二日から平成二十九年一月二十四日まで

●東京都告示第千八百六十七号

平成十九年東京都告示第千六百四十三号により告示した一団地等の区域について、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の五第二項の規定による認定の取消しをしたので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十八年十一月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 認定を取り消した一団地等の区域の地名地番及び取消年月日
- 港区白金台四丁目三十九番一、同番二、平成二十八年十月十八日
- 二百六十三番六、二百八十一番、二百八十二番一、二百八十三番、二百八十

四番、二百八十五番一、二百八十六番一、二百八十七番一、二百八十八番一、二百八十九番二、二百九十番二、三百一十一番一、三百一十二番一、三百一十三番一から三百一十九番まで、三百二十番一、三百二十一番及び三百二十二番

●東京都告示第千八百六十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十八年十一月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

港区白金台四丁目三十九番一、同番 平成二十八年十一月十八日
 二、二百六十三番六、二百八十一番、月十八日
 二百八十二番一、同番三、二百八十三番、二百八十四番、二百八十五番一、二百八十六番一、二百八十七番一、二百八十八番一、二百八十九番一、二百九十番二、三百一十一番一、三百一十二番一、三百一十三番から三百一十九番まで、三百二十番一、三百二十一番及び三百二十二番

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎二十四階中央）

●東京都告示第千八百六十九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条

第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月十八日

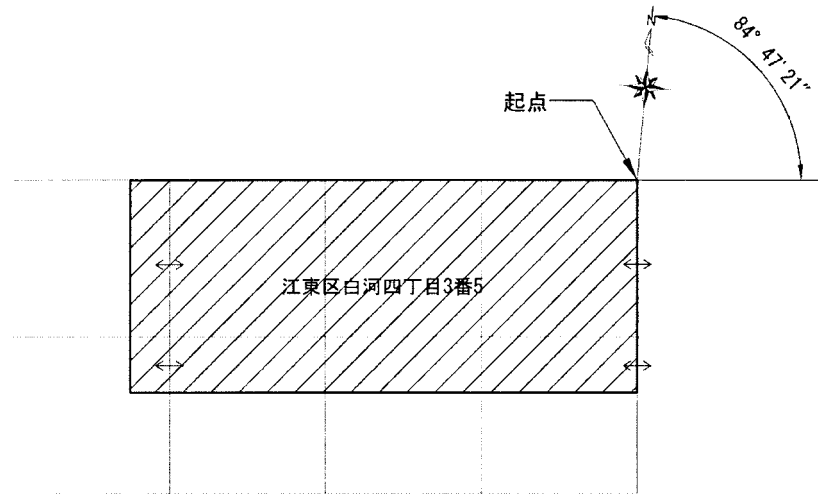
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区白河四丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



凡 例

形質変更時要届出区域

単位区画

敷地境界・筆境界

【起点】

起点は、江東区白河四丁目3番5の最北端とする。

【格子の回転角度 (84度47分21秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千八百七十号

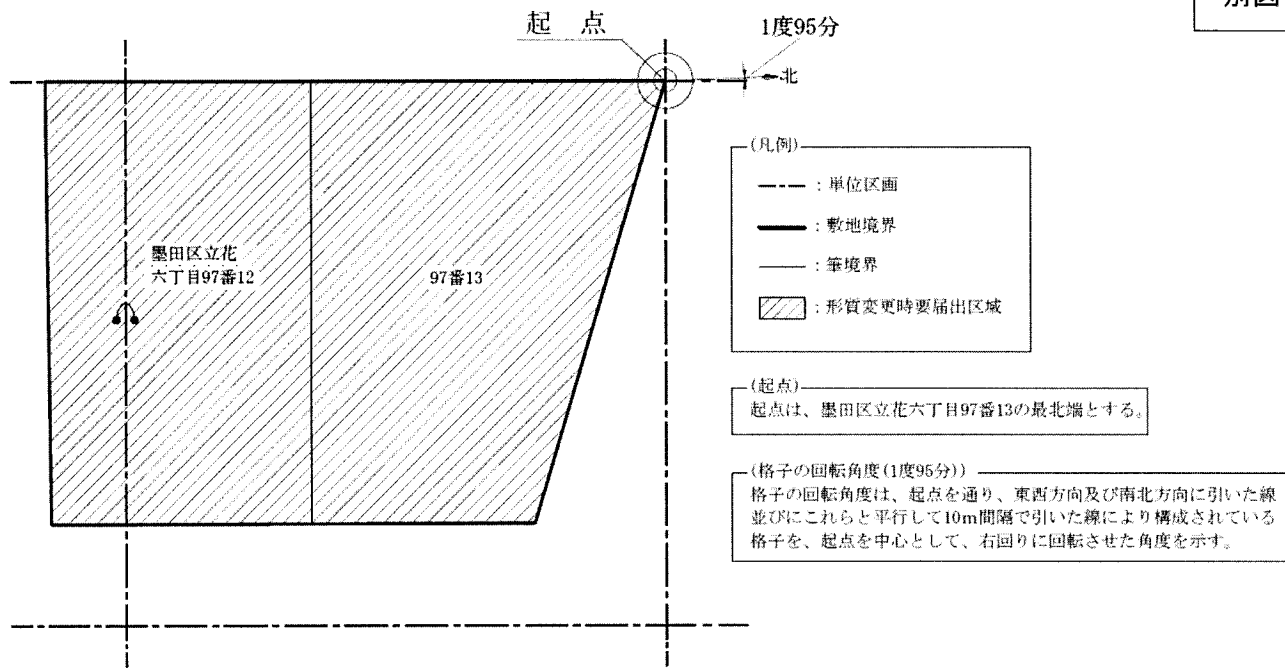
土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (墨田区立花六丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 セレン及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第千八百七十一号

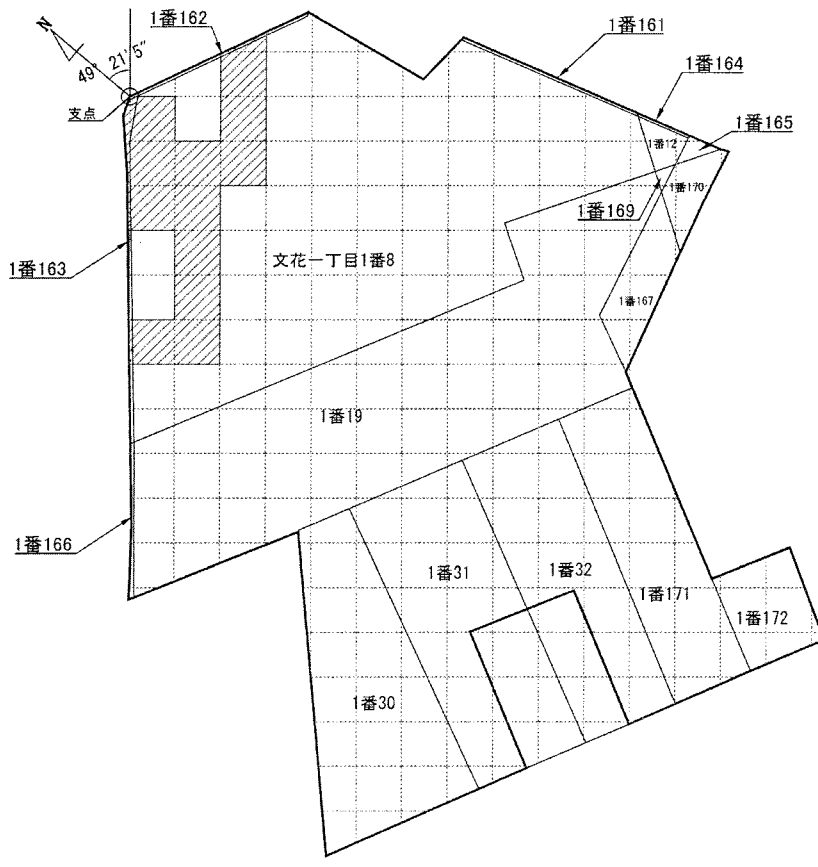
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月十八日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(墨田区文花一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 調査対象地
- ▨ : 形質変更時要届出区域

【支点】
 支点は墨田区文花一丁目1番162の最北端とする。

【格子の回転角度(49度21分5秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千八百七十二号

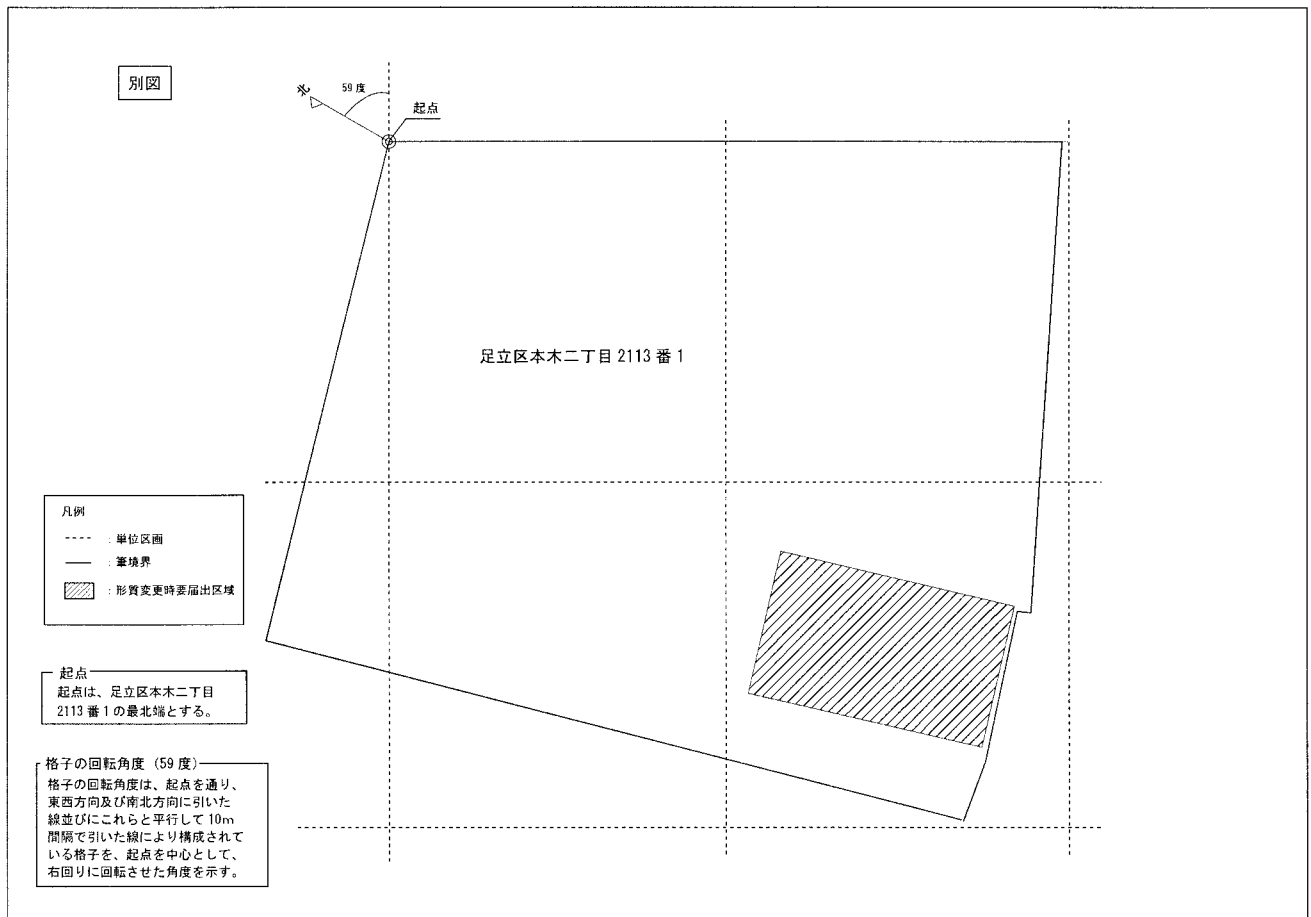
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月十八日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区本木二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 トリクロロエチレン



●東京都告示第千八百七十三号

土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

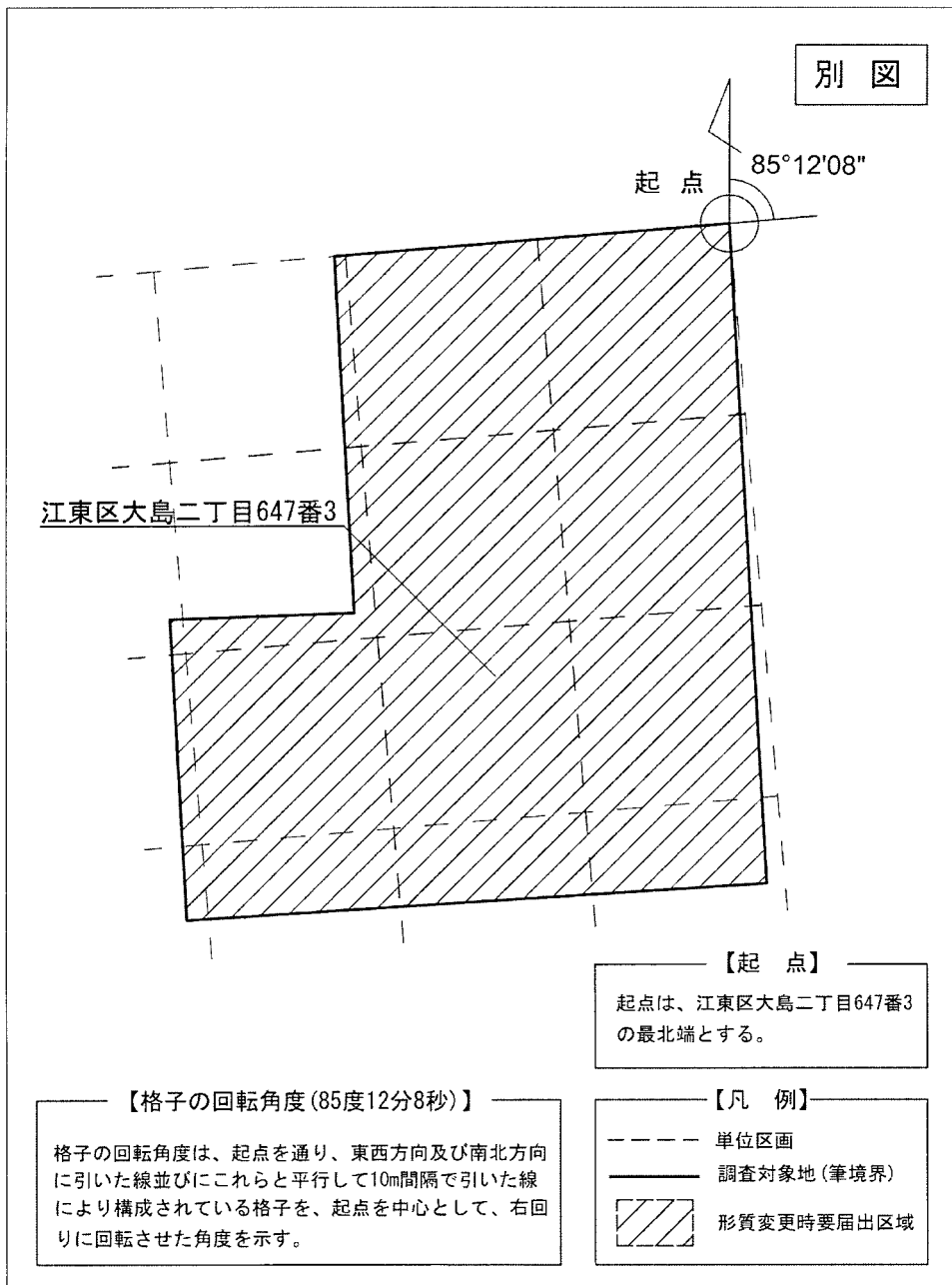
平成二十八年十一月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (江東区大島二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



●東京都告示第八百七十四号

土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月十八日

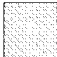

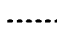
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (葛飾区東新小岩一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シスー・ニージクロロエチレン及びトリクロロエチレン

別図

【凡例】

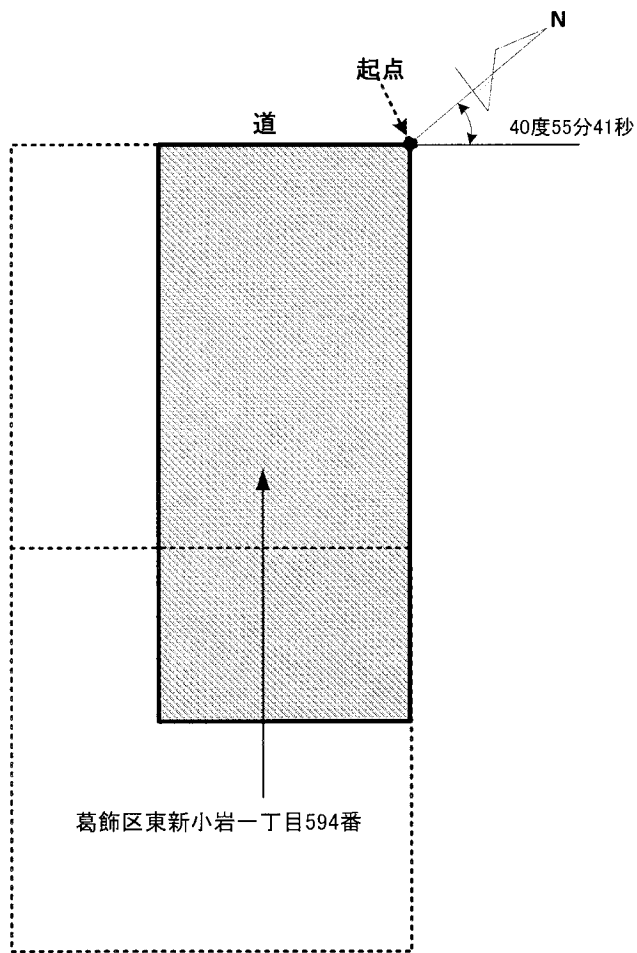
-  : 形質変更時要届出区域
-  : 調査対象地 (敷地境界)
-  : 単区画境界線

【起点】

起点は、葛飾区東新小岩一丁目594番における当該敷地境界の北端の境界杭とする。

【格子の回転角度】40度55分41秒

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。



●東京都告示第千八百七十五号

土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第六条第四項の規定により、平成二十八年東京都告示第千二百二十三号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月十八日

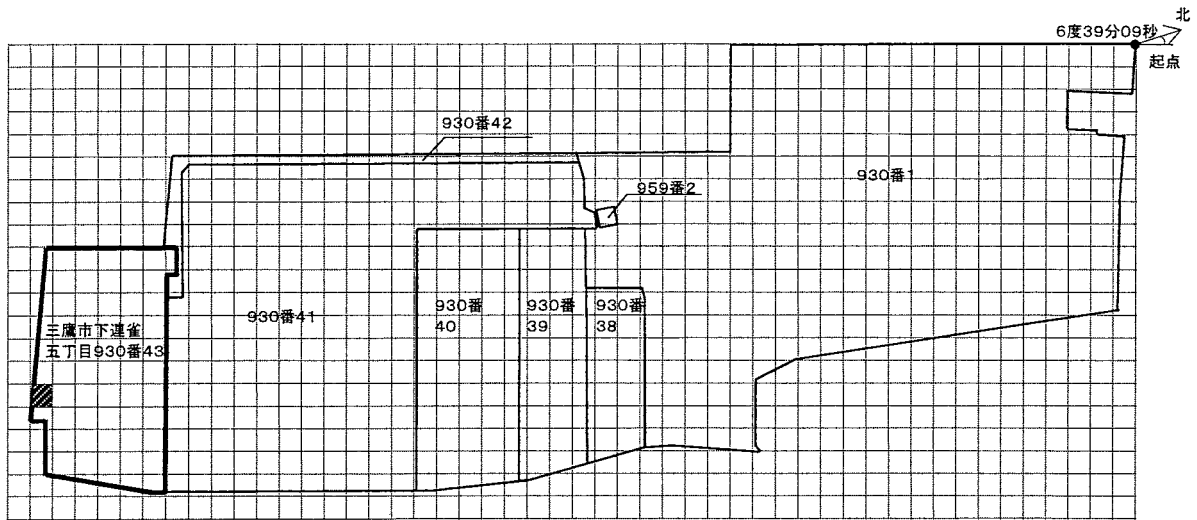
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり (三鷹市下連雀五丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 トリクロロエチレン

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



■凡例

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 調査対象地
- ▨ : 指定を解除する区域

■格子の回転角度 (6度39分09秒)

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

■起点

起点は、三鷹市下連雀五丁目930番1の最北端とする。

●東京都告示第千八百七十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第千二十四号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月十八日

東京都知事 小 池 百合子

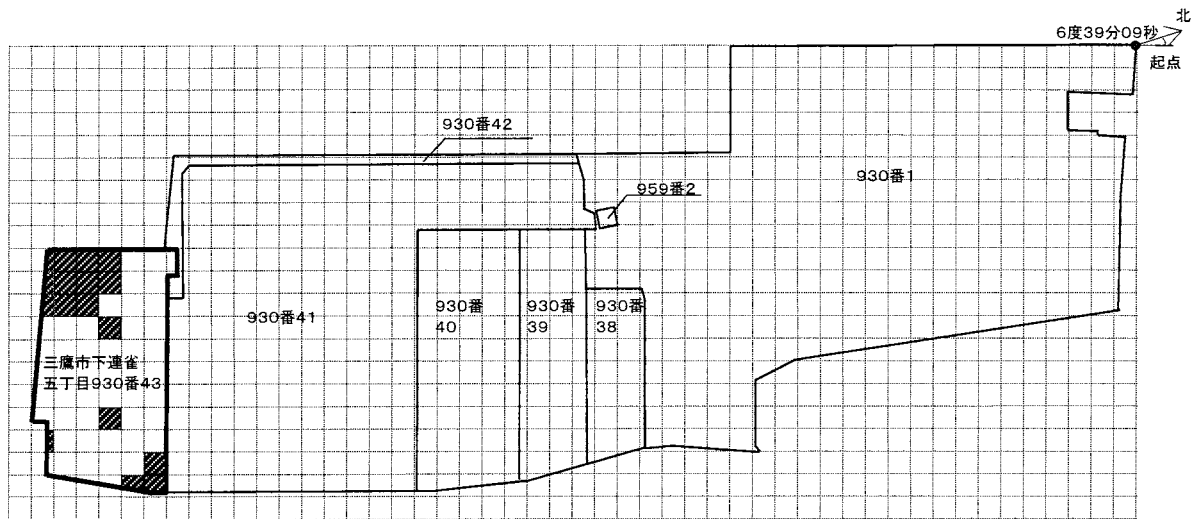
一 指定を解除する区域 別図のとおり(三鷹市下連雀五丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



■ 凡例

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 調査対象地
- ▨ : 指定を解除する区域

■ 格子の回転角度 (6度39分09秒)

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

■ 起点

起点は、三鷹市下連雀五丁目930番1の最北端とする。

● 東京都告示第千八百七十七号

森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年十一月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所
青梅市 (国有林。次の図に示す部分に限る。)、青梅市・西多摩郡奥多摩町 (以上一市一町について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部並びに青梅市役所及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。)

告示(交)

●交通局告示第七号

東京都懸垂電車の運輸営業を次のように一時休止する。

平成二十八年十一月十八日

東京都交通局長 山手 斉

一 路線名 上野懸垂線

二 休止期間 平成二十八年十一月二十八日から同年十二月十二日まで

三 理由 定期検査を行うため

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年十一月十八日

東京都知事 小池 百合子

一 申請のあった年月日

平成二十八年九月七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人園芸療育環境アカデミー

三 代表者の氏名

松浦 幸雄

四 主たる事務所の所在地

東京都文京区向丘一丁目十二番六号 牧野コーポ二階

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害者を含む全ての人々に対して、植物の力を活かすことや園芸療育、福祉農園を通じて自立支援・社会参加活動を推進するため調査・研究及び人材の教育・研修並びに療育環境の整備に關する事業を行い、世代を超えた地域循環型共生社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年九月七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人全脳アーキテクチャ・イニシアティブ

三 代表者の氏名

山川 宏

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区銀座四丁目十二番十五号 歌舞伎座タワー

一 株式会社ドワンゴドワンゴ人工知能研究所

五 定款に記載された目的

この法人は、人工知能分野に關連する研究者、学生および広く一般市民に対して、人工知能の基礎技術となる全脳アーキテクチャの研究開発の推進と、次世代を支える研究者・技術者を育成する事業を行い、学術および科学技術の振興、社会教育の推進に寄与するとともに、その活動を通じて情報化社会の発展と国際協力の向上へ貢

献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年九月八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人PIONEEROSスポーツクラブ

三 代表者の氏名

秋場 実

四 主たる事務所の所在地

東京都足立区宮城一丁目十一番十五号 鈴岩ビル二〇

五 定款に記載された目的

この法人は、次世代を担う子供たちに対して、スポーツクラブ活動・スポーツの普及啓発活動を行い、スポーツを通じて青少年の健全育成、健康増進及び地域の活性化に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年十一月十八日

東京都知事 小池 百合子

一 申請のあった年月日

平成二十八年八月十二日

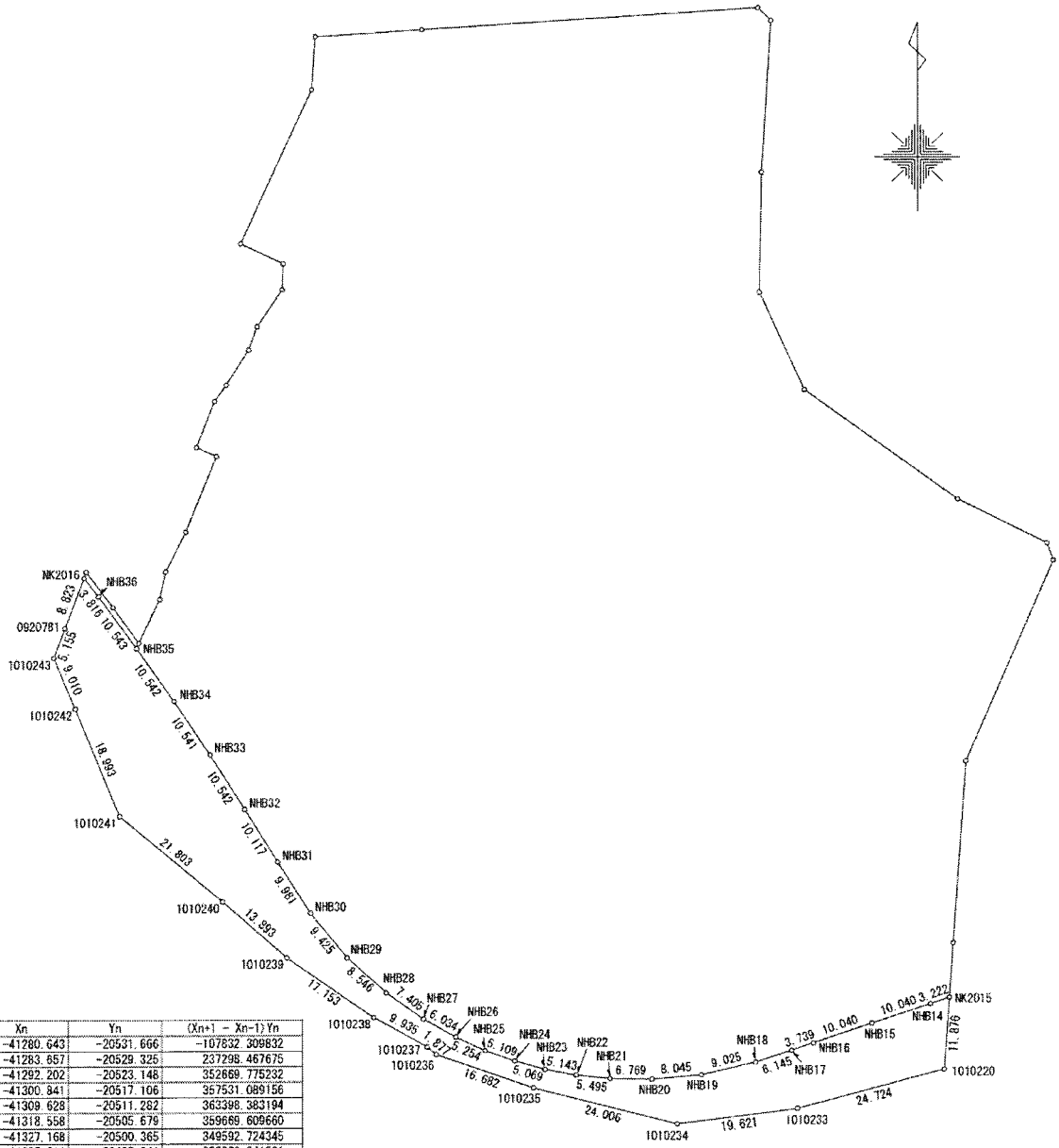
<p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人事業創出推進機構</p> <p>三 代表者の氏名 堀出 大介</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都文京区小石川三丁目二十二番一号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、日本各地にある科学技術やサービスの種を発掘し事業として推進することを通じて経済の活性化に寄与すること。ひいては社会の持続的発展に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年八月十六日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人全国キャリアセンター</p> <p>三 代表者の氏名 江藤 隆二</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都新宿区高田馬場四丁目三番五―一〇四号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く大学生・短大生・専門学校生・高等専門学校生・高等学校生を対象として、就職活動における意思決定のための就職活動支援講座をはじめとした定期的なセミナー、就職活動における個別相談、社会人の紹介、社会人による講演会などの開催によるキャリア選択支援事業を通じて、若者のキャリア選択支援に努めることで、社会全体で若者の就労観を醸成する世の中づく</p>	<p>りに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年八月十六日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人フェーズフリー建築協会</p> <p>三 代表者の氏名 風祭 千春</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都文京区湯島三丁目三十一番一号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、これまで人類が解決できなかった繰り返し発生する災害に対して、災害時の特別な防災という考え方ではなく、平常時や災害時などの社会の状態に関わらず、適切な生活の質を確保しようとする概念であるPhase Free (フェーズフリー)を建築の分野に具体的に適用し、社会全体の災害対応力および安心感の向上を目指す。具体的には、建築の価値を提案する側、受ける側の双方に対して、フェーズフリー建築に関する講習の実施、知識の普及に関する事業等を行うことにより、フェーズフリー建築が生み出す価値の創造とそれに係る市民、企業、団体および自治体等の建築におけるフェーズフリーの普及を図り、もってわが国の災害対応力を増すばかりではなく、災害分野における国際競争力の強化および活力ある経済社会の発展など、広く公益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。</p> <p>平成28年11月18日</p> <p>東京都収用委員会 会長 池田 眞朗</p> <p>1 起業者の名称 国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社</p> <p>2 事業の種類 東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線</p> <p>3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等</p> <p>4 土地所有者の氏名及び住所</p> <p>5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類</p> <p>6 裁決手続開始決定年月日 平成28年11月4日</p>
---	--	--

別記

裁決手続の開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
東京都世田谷区大蔵五丁目	33番1	宅地	19188.10 m ²	19188.10 m ²	1609.50 m ²	東宝株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目2番2号				別図のとおり

別図

裁決手続の開始を決定した土地
 東京都世田谷区大蔵五丁目33番1のうち
 1609.50平方メートル



測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn
NK2016	-41280.643	-20531.666	-107832.309832
NH36	-41283.857	-20529.325	237298.467675
NH35	-41292.202	-20523.148	352669.775232
NH34	-41300.841	-20517.106	367531.089156
NH33	-41309.628	-20511.282	363398.383194
NH32	-41318.558	-20505.679	359669.609660
NH31	-41327.168	-20500.365	349592.724345
NH30	-41335.611	-20495.041	323022.341201
NH29	-41342.929	-20489.101	268571.135908
NH28	-41348.719	-20482.815	206896.914315
NH27	-41353.030	-20476.794	149603.456964
NH26	-41356.025	-20471.555	106861.517100
NH25	-41358.250	-20466.795	80884.773840
NH24	-41359.977	-20461.986	63595.852488
NH23	-41361.358	-20467.108	47767.347180
NH22	-41362.312	-20452.054	31271.190566
NH21	-41362.887	-20446.589	13924.127109
NH20	-41362.993	-20439.820	-12406.970740
NH19	-41362.280	-20431.806	-57699.420144
NH18	-41360.169	-20423.031	-82386.507054
NH17	-41358.246	-20417.194	-63619.976504
NH16	-41357.053	-20413.650	-90575.365050
NH15	-41353.809	-20404.148	-132361.708076
NH14	-41350.566	-20394.646	-87370.863464
NK2015	-41349.525	-20391.596	220351.586376
1010220	-41361.372	-20392.436	373732.174572
1010233	-41367.852	-20416.296	183420.003264
1010234	-41370.856	-20425.757	-70525.976192
1010235	-41364.896	-20459.012	234910.375784
1010236	-41358.874	-20474.754	-136081.740976
1010237	-41357.652	-20476.180	-124602.317100
1010238	-41352.779	-20464.838	-301180.573114
1010239	-41342.949	-20498.896	-390401.474320
1010240	-41333.734	-20509.294	-477784.513024
1010241	-41319.653	-20525.941	-649912.869883
1010242	-41302.071	-20533.127	-632095.453078
1010243	-41293.739	-20536.656	-270302.150072
0920781	-41288.909	-20534.752	-268923.112192
借面積			-3219.006454
面積			1609.5032270
地積			1609.50 m ²

単位：メートル

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 五〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七
号(代)

郵便番号
113-0001